

**児童発達支援及び放課後等デイサービスにおける  
個別サポート加算（Ⅰ）の見直しに伴う調査方法等の変更について**

**Ⅰ. 児童発達支援における個別サポート加算（Ⅰ）の改定について**

児童発達支援においては、乳幼児等サポート調査を用いた調査の結果を踏まえ、個別サポート加算（Ⅰ）の対象か否か判断しているところであるが、重度障害児への支援を充実させる観点から、対象児童について以下のとおり変更するとともに評価を見直す。

現行	改定後
<p>乳幼児等サポート調査（こども家庭庁長官が定める児童等（平成24年厚生労働省告示第270号）（以下「270号告示」という。）一の六の表をいう。）のうち、以下の（一）又は（二）に該当すると市町村が認めた障害児について評価を行うものであること。</p> <p>（一）4歳未満であって、食事、排せつ、入浴及び移動の項目のうち、2以上の項目について全介助を必要とする又は一部介助を必要とする、の区分に該当すること。</p> <p>なお、市町村が認めるときに障害児が3歳以上であった場合は、（二）に該当する必要があるものとする。</p> <p>（二）3歳以上であって、食事、排せつ、入浴及び移動の項目のうち、1以上の項目について全介助を必要とする又は一部介助を必要とする、の区分に該当し、かつ、同表の食事、排せつ、入浴及び移動以外の項目のうち、1以上の項目についてほぼ毎日支援が必要又は週に1回以上支援が必要の区分に該当すること。</p> <p style="text-align: right;">⇒100単位/日</p>	<p>・重症心身障害児</p> <p>・身体に重度の障害がある児童 <u>（身体障害者手帳1級・2級の交付を受けている障害児）</u></p> <p>・重度の知的障害がある児童 <u>（療育手帳を交付されており、最重度又は重度であると判定をされている障害児）</u></p> <p>・精神に重度の障害がある児童 <u>（1級の精神障害者保健福祉手帳を交付されている障害児）</u></p> <p style="text-align: right;">⇒120単位/日</p>

**【市での取り扱い】**

個別サポート加算Ⅰの該当になっている障害児については、市障害福祉課が4月中に処理を行いますが、改めて受給者証の再発行は行いません。該当するかどうかは保護者に手帳の確認を行っていただくか、障害福祉課支援係にお問い合わせください。

また、該当しない場合は、特段の処理はしません。4月の請求分以降、これまでの個別サポート加算Ⅰは請求をしてもエラーになると思われませんが、これについては現在国保連に確認中です。

事業所の皆様におかれましては、4月分以降は該当しない人については請求をしないよう、注意してください。

## II. 放課後等デイサービスにおける個別サポート加算（I）の改定について

放課後等デイサービスにおいては、就学児サポート調査を用いた調査の結果を踏まえ、個別サポート加算（I）の対象か否かを決定いただいているところであるが、重度、障害児への支援及び行動障害の予防的支援を充実させる観点から、対象児童の状態像に応じて、評価について以下のとおり見直す。

現行	改定後
<p>就学児サポート調査（270号告示の八の四の表並びに食事、排せつ、入浴及び移動の項目をいう。）のうち、以下の（一）又は（二）に該当すると市町村が認めた障害児について評価を行うものであること。</p> <p>（一）食事、排せつ、入浴及び移動のうち3以上の日常生活動作について全介助を必要とすること。</p>	<p>就学児サポート調査（270号告示の八の四の表並びに食事、排せつ、入浴及び移動の項目をいう。）のうち、以下の（一）又は（二）に該当すると市町村が認めた障害児について評価を行うものであること。</p> <p>（一）食事、排せつ、入浴及び移動のうち3以上の日常生活動作について全介助を必要とすること。</p> <p>⇒ <u>（一）の基準に該当し、「著しく重度の障害児」と判定された場合</u></p> <p style="text-align: right;">120単位/日</p>
<p>（二）270号告示の八の四の表の各項目について、その項目が見られる頻度等をそれぞれ0点の個別サポート欄から2点の欄までの区分に当てはめて算出した点数の合計が13点以上であること。</p> <p>⇒ いずれかに該当する場合</p> <p style="text-align: right;">100単位/日</p>	<p>（二）270号告示の八の四の表の各項目について、その項目が見られる頻度等をそれぞれ0点の個別サポート欄から2点の欄までの区分に当てはめて算出した点数の合計が13点以上であること。</p> <p>⇒ <u>（二）の基準に該当し、「ケアニーズの高い障害児」と判定された場合</u></p> <p style="text-align: right;">90単位/日</p>

### 【市での取り扱い】

・ （一）の基準に該当する場合は、事業所側から該当と思われる対象者がいれば、市障害福祉課に連絡ください。こちらで調査を行い、該当と判断した場合支給決定を行い、受給者証の再発行を行います。

・ （二）の基準に該当する場合は、現行と同様の取り扱いとなるため、特段処理はしません。